

アイソトープ・放射線研究発表会

開催企画会議規約

制 定 昭和38年10月16日

最終改正 令和 6年 8月27日

(目的)

第1条 この規約は、アイソトープ・放射線研究発表会開催要領第9条の規定に基づき、アイソトープ・放射線研究発表会開催企画会議（以下、「開催企画会議」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 開催企画会議は、アイソトープ・放射線研究発表会（以下、「研究発表会」という。）を企画・立案し、円滑に実施することを任務とする。

(構成)

第3条 開催企画会議は、運営委員長、運営副委員長、幹事会を構成する委員、及び研究発表会に協賛する学協会が選出する運営委員をもって構成する。

2 運営委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第4条 研究発表会の円滑な運営を図るため、開催企画会議の中に幹事会を置く。

2 幹事会については、別に定める。

(運営委員長)

第5条 運営委員長は、公益社団法人日本アイソトープ協会の研究発表会担当理事をもって充てる。

2 運営委員長は、開催企画会議を招集し、その議長となる。

(運営副委員長)

第6条 運営委員長は、幹事長を運営副委員長に選任する。

2 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

(学協会が選出する運営委員)

第7条 研究発表会に協賛する学協会は、各1名の運営委員を選出する。

2 複数の学協会の運営委員兼務は原則不可とする。やむを得えず兼務する場合、会議における議決権は運営委員1名につき1票とする。

3 運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第8条 開催企画会議の議事は、出席する運営委員及び幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は運営委員長の決するところによる。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、開催企画会議の決議を経て行う。

(事務)

第10条 開催企画会議の事務は、アイソトープ・放射線研究発表会事務局が行う。

附則 この規約は、昭和38年10月16日から施行する。

附則 この規約は、平成29年10月1日から施行する。

附則 この規約は、平成29年11月9日から施行する。

附則 この規約は、令和6年8月27日から施行する